

認可外保育施設等を利用している方へ

お手続きはオンライン申請が便利です →



福岡市 幼児教育・保育の無償化 施設等利用給付認定を受けるまでに必要な手続きのご案内

福岡市在住で、保育を必要とする3～5歳児クラスの児童、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの児童を対象に、利用料(保育料)の給付を実施しています。給付を受けるためには、下記の手順を踏む必要があります。

【手順1】

保護者が申請し、福岡市から
施設等利用給付認定を受ける

【手順2】

対象施設等を利用後、
保護者が利用料を支払う

【手順3】

保護者が福岡市へ
施設等利用費の請求を行う

本案内は手順1についての説明です。

1. 対象となる方

下記の要件をすべて満たし、福岡市から施設等利用給付認定を受けた場合に、給付対象となります。

クラス(実施年齢)	必要な認定	認定を受けるための要件
3～5歳児 (R2.4.2生～R5.4.1生)	施設等利用給付 2号認定	保育の必要性があること
0～2歳児 (R5.4.2生～)	施設等利用給付 3号認定	市町村民税非課税世帯で、保育の必要性があること

※無償化の対象となる認可外保育施設等を利用中・利用予定の方が対象です。

認可保育所や認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、企業主導型保育施設を定期利用している方は、本申請はできません。

令和8年度の年齢別クラスは、下記のとおりです。

クラス(実施年齢)	生年月日
5歳児	令和2年(2020年)4月2日 ～ 令和3年(2021年)4月1日
4歳児	令和3年(2021年)4月2日 ～ 令和4年(2022年)4月1日
3歳児	令和4年(2022年)4月2日 ～ 令和5年(2023年)4月1日
2歳児	令和5年(2023年)4月2日 ～ 令和6年(2024年)4月1日
1歳児	令和6年(2024年)4月2日 ～ 令和7年(2025年)4月1日
0歳児	令和7年(2025年)4月2日 ～

※実際の保育は、上記の表でのクラス編成ではない場合があります。その場合は、生年月日から該当するクラスに当てはめて、この案内をご確認ください。

2. 対象施設

無償化の対象施設等であることの確認を受け、公示された認可外保育施設等が対象となります。

※「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けた施設が、立ち入り調査等により証明書交付の要件を満たさなくなり証明書を返還することとなった場合、無償化の対象施設ではなくなる場合があります。

・認可外保育施設
（一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等）
・一時預かり事業（一般型）、一時保育事業
・病児保育事業
・ファミリー・サポート・センター事業
福岡市内の無償化対象施設一覧は、福岡市ホームページ（右記二次元コード）
でご確認ください。（福岡市外の施設については、施設へご確認ください。）



認可外保育施設等

3. 給付の対象および給付上限額について

認定を受けた子どもの保護者が認定の有効期間内において、無償化対象の認可外保育施設等を利用し、利用料を支払った場合に、上限額の範囲内で給付します。認定区分により上限額が異なります。

クラス（実施年齢）	認定区分	月額上限額（R8.10.1 時点）
3～5歳児 （R2.4.2生～R5.4.1生）	施設等利用給付 2号認定	40,300 円
0～2歳児 （R5.4.2生～）	施設等利用給付 3号認定	45,700 円

【注意事項】

- ・上記月額上限額は、令和8年 10 月1日時点の金額です。最新の上限額は市ホームページにてご確認ください。
- ・給付対象は、対象施設等に支払った保育料のみです。※通園送迎費、食材料費、行事費などは対象外となります。
- ・給付金が受け取れるのは、施設等利用給付認定通知書に記載された認定保護者のみです。
- ・無償化の対象となっていない施設・事業の保育料は、請求できません。
- ・月の途中で認定期間が開始される場合又は終了する場合は、月額上限額は日割りとなります。

【認可外保育施設等のみを複数の施設ご利用された場合】

利用料を合算して、認可外保育施設等の月額上限額まで請求できます。

(1)申請に必要な書類



申請に必要な書類は、世帯状況により異なります。
下記をご確認の上、必要書類の添付や記入漏れ、記載内容に誤りがないようご提出ください。
申請に必要な様式等は福岡市ホームページに掲載しております。上記二次元コードよりご確認ください。

【きょうだい児が同時に申請する場合】
施設等利用給付認定申請書は、申込児童 1 人につき、1部必要となります。(※申請者は原則、同じ保護者)
その他の添付書類は、世帯で1部ずつご準備下さい。

◆ 必要な書類（添付書類については、原則、発行から3か月以内のものを提出ください。）

① 施設等利用給付認定(2・3号)申請書…必ず表面・裏面ともに記入してください。

② 保育の必要性を証明する書類（保護者全員が対象）
保護者の状況により必要な書類が異なります。別表をご確認ください。
※支給認定期間の開始日が令和8(2026)年4月1日以降で、認定希望日時点で有効な「教育・保育給付の支給認定証」がある場合、保育の必要性を証明する書類の添付は原則不要です。
(状況の確認が必要な場合は、書類の提出を求める場合があります。)

③ 申請者(保護者)の個人番号確認書類及び本人確認書類の写し
≪写真付き身分証明≫ 以下のいずれか1点の写し
☐マイナンバーカード※両面の写しが必要(1 枚で個人番号と本人確認の両方ができます)
または

☐ 個人番号確認書類 以下のいずれか <u>1点</u> の写し ・通知カード ※現住所や氏名等が異なる場合は使用できません。 (別途、本人確認書類の写しが必要です。) ・個人番号が記載された住民票等 (別途、本人確認書類の写しが必要です。) ※「個人番号通知書」は、個人番号確認書類や本人確認書類として使用することはできません。	+	☐ 本人確認書類 ≪写真付き身分証明≫ 以下のいずれか <u>1点</u> の写し ・運転免許証 ・パスポート ・住基カード(顔写真付き) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書 ・官公署発行の写真付き身分証明書等で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの ≪その他の本人確認書類≫ 以下のいずれか <u>2点</u> の写し ・各種健康保険資格確認書 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当受給証明書 ・介護保険被保険者証 ・官公署等からの発行書類で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの
---	---	---

※施設等利用給付認定申請の手続において、マイナンバー(個人番号)の記入が必要です。

マイナンバーの利用目的 提出を受けた個人番号及び特定個人情報、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付及び施設等利用給付認定に関する事務の範囲で取り扱います。

(2)世帯の状況により必要となる書類

世帯が以下の状況にあてはまる場合は、該当する必要な書類をご提出ください。

世帯の状況	必要な添付書類
令和7(2025)年1月1日時点の住所が 福岡市外の方 ※令和8(2026)年4月～8月に認定を希望する場合	個人番号(マイナンバー)がわかるいずれかの書類 □マイナンバーカード(番号のわかる面) □通知カード □個人番号が記載された住民票等 ※「個人番号通知書」は、個人番号確認書類として使用することはできません。 もしくは 令和7(2025)年度市町村県民税所得課税証明書 (「所得額」「控除額」「課税額」が記載されたもの)
令和8(2026)年1月1日時点の住所が 福岡市外の方 ※令和8(2026)年9月～令和9(2027)年3月に認定を希望する場合	個人番号(マイナンバー)がわかるいずれかの書類 □マイナンバーカード(番号のわかる面) □通知カード □個人番号が記載された住民票等 ※ 「個人番号通知書」は、個人番号確認書類として使用することはできません。 もしくは 令和8(2026)年度市町村県民税所得課税証明書 (「所得額」「控除額」「課税額」が記載されたもの)
令和6(2024)年に海外で勤務・居住しており、 令和7(2025)年度の課税証明書の提出が困難な場合 ※令和8(2026)年4月～8月に認定を希望する場合	・海外収入申告書(収入がない場合もご提出ください。) ・令和6(2024)年1月～12月中の所得額や社会保険料等の 各種控除額等が分かる書類(会社からの給与支払い証明書等)
令和7(2025)年に海外で勤務・居住しており、 令和8(2026)年度の課税証明書の提出が困難な場合 ※令和8(2026)年9月～令和9(2027)年3月に認定を希望する場合	・海外収入申告書(収入がない場合もご提出ください。) ・令和7(2025)年1月～12月中の所得額や社会保険料等の 各種控除額等が分かる書類(会社からの給与支払い証明書等)
第1子が就学等の関係で市外在住している場合 単身赴任などで保護者が市外在住している場合	① 住民票 ② 生計を同一にしている旨の「申立書」

5. 申請にあたっての確認事項

(1) 注意事項

- ◆ 認定開始日は、原則、福岡市が申請書を受け付けた日よりさかのぼることはできません。
認定開始を希望する日前までにご申請ください。(認定開始希望日の当日消印有効)
- ◆ 認定開始を希望する日が閉庁日の場合、認定開始を希望する日より前の開庁日までにご提出ください。
申請時期の目安は、認定開始を希望する日の1か月前程度です。
- ◆ 福岡市が認定審査のために、申請者や申請に係る児童の保護者の就労先事業者等へ連絡・確認を行う場合があります。
- ◆ 申請内容が事実と相違した場合は(書類の偽造・改ざん等を含む)、認定を取り消す場合があります。

(2) 申請結果について

- ◆ 福岡市が申請書を受け付けた日から1か月程度で、認定通知書または認定却下通知書をご自宅へ送付いたします。ただし、令和8年4月1日からの認定開始を希望する場合のご申請につきましては、事務が集中するため、審査に時間を要することがあります。

(3) 認定保護者について

- ◆ 認定を受けた場合、施設等利用給付認定申請書の『①申請者(認定保護者になる保護者)の情報』の欄に記載のある保護者が「認定保護者」となります。変更する場合は変更となる保護者の本人確認書類の写しが必要となります。

(4) 就労予定・復職予定の場合

- ◆ 就労開始予定の1か月前より認定可能です。認定を受けた場合、申請時の就労開始予定日までに就労を開始し、1か月以内に、改めて就労証明書を提出してください。
提出が確認できない場合には、認定を取り消す場合があります。

6. 申請方法・申請先

申請は、オンラインまたはメール、郵送にて承っております。オンライン申請は本案内 P1の冒頭に記載の二次元コードからオンライン申請ページへお進みください。郵送の場合は申請書類一式を封筒に入れ、下記住所へ送付してください。

お急ぎの場合は、〈福岡市役所 本庁舎 13F こども未来局運営支援課〉へご持参ください。

※認定を受けた後の、給付金の請求手続きや、また、世帯の状況等に変更がある場合は、変更申請が必要となりますので、あわせて別途 R8 施設等利用給付認定を受けた後に必要な手続きのご案内をご参照ください。

問い合わせ先

無償化専用ダイヤル

TEL:092-791-6222

開設時間:午前9時30分から午後5時30分まで(土・日・祝日、12月29日～1月3日は除く)

郵送・メールの場合の提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

こども未来局 子育て支援部 運営支援課 施設等利用給付担当

メール:hoikumusyoushouka@city.fukuoka.lg.jp